

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針原則」

平成 22 年 3 月 11 日

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針原則」

| 「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針原則」 | |
|-----------------------------------|---|
| 第1条(目的) | この原則は、消費生活協同組合法第50条の11の規定に基づき、共済事業を行う組合において選任された共済計理人が、共済事業の健全性を確保すべく、消費生活協同組合法施行規則第194条に規定する確認業務等（以下、確認業務等という。）を遂行するにあたって遵守すべきその基本原則について定める。 |
| 第2条（遵守義務） | 共済計理人は、確認業務等の遂行にあたり、消費生活協同組合法、その他関連法令、告示及び実務指針を遵守しなければならない。 |
| 第3条（社会的役割） | 共済計理人は、共済事業の健全性確保という自らの社会的役割を果たすことに努めなければならない。 |
| 第4条（誠実義務） | 共済計理人は、常に公正の立場を堅持し、誠実にかつ細心の注意を払って確認業務等を遂行しなければならない。 |
| 第5条（行為準則） | 共済計理人は、確認業務等の遂行にあたっては、共済事業に関わるリスクに留意し、必要な情報収集に努めなければならない。 2. 共済計理人は、独立性を図りつつ、共済事業の実施主体である消費生活協同組合や監督者たる行政等の関係者と円滑な連携を図らなければならない。 |
| 第6条（共済計理人の責任） | 共済計理人は、確認業務等の遂行にあたり、共済事業の健全性に影響を与える重要な事項について、共済数理の専門家として意見を述べなければならない。 2. 共済計理人は自らが遂行した確認業務等の結果について、専門家としての説明責任を負う。 |
| 第7条（守秘義務） | 共済計理人は、確認業務等を遂行する上で知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏洩したり、他の目的に利用してはならない。 |

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

平成19年 2月 8日制定

平成22年 3月11日改正